

広島県告示第六百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十四年八月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年七月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道西城比和線	庄原市西城町大屋字畑ヶ谷山七〇八番一地从から庄原市西城町大屋字馬酔谷一七三九番一地从先まで	平成二十四年八月一日